

【法人市民税】

法人市民税は、市内に事務所や事業所などがある法人（会社など）のほか、人格のない社団などにかかる税です。

◆区分

均等割：法人の規模により一定の額を納めていただくものです。

法人税割：法人税額に応じて納めていただくものです。

◆納税義務者

納税義務者	納める税金	
	均等割	法人税割
市内に事務所又は事業所を有する法人	○	○
市内に寮・保養所などを有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しない法人	○	—
市内に事務所や事業所などを有する公益法人又は法人でない社団等で、収益事業を行わない法人	○	—
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課税される個人で市内に事務所や事業所を有するもの	—	○

◆税額

〈均等割額〉

法人等の区分		税率（年額）
市内の従業者数	資本金等の額（※1）	
50人を超える	50億円を超える	3,000,000円
	10億円を超え 50億円以下	1,750,000円
	1億円を超え 10億円以下	400,000円
	1,000万円を超え 1億円以下	150,000円
	1,000万円以下	120,000円
50人以下	10億円を超える	410,000円
	1億円を超え 10億円以下	160,000円
	1,000万円を超え 1億円以下	130,000円
	1,000万円以下	50,000円（※2）

※1 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額または同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいいます。ただし、税制改正により、平成27年4月1日以降に開始する事業年度については、「資本金等の額」と「資本金＋資本準備金の額（または出資金）」とを比較し、金額の大きい方が均等割額の税率区分の判定基準となります。

※2 この税額欄には、行政区の財産管理団体、資本金を有しない法人、人格のない社団等が含まれます。

《法人税割額》

$$\text{法人税割額} = \text{課税標準となる法人税額} \times \text{税率 (6.0\%※)}$$

※ 2以上の市町村に事務所をもっている法人の法人税割額は、関係市町村ごとの従業者数を基準にして按分計算します。

◆申告と納税の方法

申告の種類	納める税額		申告と納税の期限
中間申告 (事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人)	① 予定申告	均等割額(年額)の1/2と前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数※	事業年度開始日以後6か月を経過した日の前日から2か月以内
	② 仮決算による中間申告	均等割額(年額)の1/2と仮決算に基づき計算した法人税割額	
確定申告	均等割額と法人税割額 (中間納付がある場合は差し引く。)		納税：事業年度終了日から2か月以内 申告：事業年度終了日から2か月以内。 申告期限の延長承認を受けている場合は、2か月と延長月を合わせた月数以内

◆法人等の設立・開設・変更に伴う届出

市内に新しく法人等を設立したり、事務所や事業所を開設したりした場合は、法人等の設立・設置申告書に登記簿謄本と定款を添えて提出してください。

また、商号・所在地・代表者・資本金等の額・決算期など届出内容に変更があった場合にも、その都度、法人等の異動(変更)届出書に登記簿謄本と定款を添えて提出してください。